

学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうちフードバンク活用の促進対策及び再生利用の促進対策実施要綱

農林水産事務次官依命通知

制定 令和2年3月10日 元食産第5271号

第1 趣旨

新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校等の一斉臨時休業により、学校給食で活用する予定であった食品・食材（牛乳を除く。）が未利用（以下「未利用食品」という。）となり、その他の用途として販売できない場合には、やむを得ず廃棄されることが懸念されている。

このため、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、食品関連事業者等から発生する学校給食で活用する予定であった未利用食品の有効活用を図るため、未利用食品をフードバンク（食品関連事業者その他の者から未利用食品等まだ食べることができる食品の寄附を受けて貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを無償で提供するための活動を行う団体。以下同じ。）へ寄附する際に必要となる輸配送費を支援する。また、フードバンクへの寄附を含めた食品としての活用が困難な場合に、飼料、肥料等として再生利用するために必要となる輸配送費及び再生利用事業者に対して支払う再生利用に係る処理費を支援する。

こうした取組により、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校等の一斉臨時休業による食品ロス発生の防止及び資源循環の促進等に向けて万全を期すため、緊急的に措置するものである。

第2 事業の内容等

1 事業内容

本事業で支援する取組は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校等の一斉臨時休業により発生する、学校給食で活用する予定であった未利用食品について、食品ロスの発生防止及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）に基づく再生利用の推進を図るため、事業実施主体が実施する次の取組とする。

(1) フードバンク活用の促進対策

事業実施主体が、未利用食品をフードバンクへ寄附する際に必要となる輸配送費（ただし、代替販路の確保が困難な場合に限るものとする。）

(2) 再生利用の促進対策

事業実施主体が、やむを得ず廃棄することとなる未利用食品を再生利用する際に必要となる輸配送費及び再生利用事業者に対して支払う再生利用に係る処理費（ただし、（1）の対策を含めた食品としての活用が困難な場合に限るものとする。）

なお、再生利用とは、食品リサイクル法第2条第5項に規定された行為とする。

2 成果目標

1の(1)の対策については、未利用食品をフードバンクに寄附することにより、食品ロスの発生を防止することとする。

1の(2)の対策については、未利用食品を再生利用事業者に飼料、肥料等製品の原材料として委託又は譲渡し、再生利用することにより資源循環を促進することとする。

3 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和2年3月10日から令和2年3月31日までとする。

4 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、以下のいずれかに該当するものとする。

ア 都道府県

イ 市区町村

ウ 農林漁業者、農林漁業者の組織する団体

エ 食品関連事業者（食品リサイクル法第2条第4項で規定するものをいう。以下同じ。）、食品関連事業者の組織する団体

オ 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、第三セクター、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、学校法人、国立大学法人、公立大学法人、公社、独立行政法人、社会福祉法人、社会福祉協議会

5 留意事項

(1) 未利用食品のフードバンクへの寄附にあたっては、「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」（農林水産省公表資料）に基づく又は準じた取扱いを行うこととする。

(2) 未利用食品の再生利用にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品リサイクル法等の関係法令に基づき、食品廃棄物等の適正な処理を確保することとする。

第3 事業実施手続

1 事業実施計画の作成等

(1) 事業実施主体は、別紙様式第1号により事業実施計画を作成し、食料産業局長に提出して、その承認を受けるものとする。

(2) (1)の事業実施計画の次に掲げる変更については、その手続を(1)に準じて行うものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業実施主体の変更

ウ 事業費又は国庫補助費の3割を超える変更

エ 国庫補助費の増又は3割を超える減

2 事業実施計画の承認

食料産業局長は、本実施要綱に掲げる事項等を満たす場合、事業実施主体から提出

された事業実施計画書について、予算の範囲内で承認を行うものとする。

なお、別に定める募集要領に基づき提出された事業実施計画書により、補助金交付者に決定されたことをもって、承認されたものとする。

第4 国の助成措置

1 補助対象経費

補助対象経費は、本事業に直接要する別表の経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表の取組ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

2 補助対象外の経費

次の取組は本事業の補助の対象としない。

(1) 国の他の助成事業や支援を受け、又は受ける予定となっている経費

(2) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額。）

3 補助率等

補助率等は別表のとおりとする。

第5 事業実施結果の報告等

事業実施主体は、事業完了後には、事業の実施状況及び事業成果について報告書を別紙様式第1号に準じて作成し、事業実施年度の翌年度の4月10日までに、食料産業局長に報告するものとする。

第6 その他

国は、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年3月10日から施行する。

(様式関係)

実施要綱本文様式

- ・別紙様式第1号 学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうちフードバンク活用の促進対策及び再生利用の促進対策実施計画の(変更)承認申請について
- ・別紙様式第2号 「フードバンク活用の促進対策」の取組にかかる寄附及び輸配送の確認書

別表（第4関係）

事業種類	補助対象	要件等	補助率
1 フードバンク活用の促進対策	<p>令和2年2月27日から令和2年3月31日の間に、事業実施主体が、未利用食品をフードバンクに寄附する際に必要となる輸配送費（※1）</p> <p>（※1）輸配送費の考え方 事業実施主体からフードバンクに輸配送する費用又はフードバンクと調整した上で事業実施主体から需要地（福祉施設、こども食堂等）に直接輸配送する費用を補助対象とし、事業実施主体からフードバンクに輸配送した後に、フードバンクから需要地に輸配送する費用は補助対象外とする。 また、事業実施主体、フードバンク又は需要地の運営に携わる者が、自ら輸配送する場合は補助対象外とする。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校等の一斉臨時休業により発生する、学校給食（※2）で活用する予定であった未利用食品の有効活用を図るものであり、次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>（ア）事業実施主体が、未利用食品をフードバンクに寄附する取組であること。 （イ）需要の減少やこれに伴う取引先からの注文のキャンセル等によりやむを得ず発生し、代替販路が確保できない未利用食品であること。</p> <p>（※2）学校給食の考え方 国公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校及び夜間課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の臨時休業に伴い中止された学校給食</p>	<p>（1）車両の庸車により行うものの 定額 （7,000円/トン以内）</p> <p>（2）小口配送便等により行うものの 定額 （70円/キログラム以内）</p>

<p>2 再生利用の促進対策</p>	<p>令和2年2月27日から令和2年3月31日の間に、事業実施主体が取り組む以下の経費</p> <p>① 未利用食品を再生利用事業者へ輸送する際に必要となる輸配送費（※3）</p> <p>② 再生利用事業者に対して支払う再生利用に係る処理費（※4）</p> <p>（※3）輸配送費の考え方 事業実施主体が、自ら輸配送する場合は補助対象外とする。</p> <p>（※4）処理費の考え方 事業実施主体が、自ら処理する場合は補助対象外とする。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校等の一斉臨時休業により発生する、学校給食（※2）で活用する予定であった未利用食品の有効活用を図るものであり、次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>（ア）事業実施主体が、未利用食品を再生利用事業者へ、飼料、肥料等製品（※5）の原材料として利用するために委託又は譲渡する取組であること。</p> <p>（イ）需要の減少やこれに伴う取引先等からの注文のキャンセル等によりやむを得ず発生し、代替販路の確保や「1フードバンク活用の促進対策」による寄附等食品としての活用が困難な未利用食品であること。</p> <p>（※5）再生利用の製品の考え方 食品リサイクル法第2条第5項及び同法施行令第2条に規定された、飼料、肥料、きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地、炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤、油脂及び油脂製品、エタノール、メタン。</p>	<p>①車両の庸車により行うもの 定額 (7,000円/トン以内)</p> <p>②定額 (32円/キログラム以内)</p>
--------------------	--	---	--

別紙様式第1号

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

印

学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうちフードバンク活用の促進
対策及び再生利用の促進対策実施計画の（変更）承認申請について
（事業実施結果に係る報告について※）

学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうちフードバンク活用の促進対策
及び再生利用の促進対策実施要綱（令和2年3月10日付け元食産第5271号農林水産事務次
官依命通知）第3の1に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請します。

（注）関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。

※実施要綱の第5に定める事業実施結果に係る報告の場合には、（ ）内を記載する。

別添

学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうち
フードバンク活用の促進対策及び再生利用の促進対策

事業実施計画書（事業実施結果に係る報告書※）

事業実施年度： 令和 元 年度

事業実施主体名：

所在地：

※実施要綱第5に定める事業実施結果に係る報告の場合には、（ ）内を記載する。

1 事業実施主体の概要

代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

2 未利用食品の発生状況等

納品日又は 契約・注文 日 (注1)	食品名・商品名	契約・注文の相手方 (注2)		数量					納品日又は契 約・注文日の証 明書類 (注4)
		名称	電話番号	箱数 (A)	1箱に入ってい る個数 (B) (注 3)	1個あたりの重 量 (g) (C) (注 3)	1箱あたりの重 量 (kg) (B×C=D)	総重量 (kg) (A×D)	
合 計									/

注1：既に仕入れていた食品が不要となった場合にはその納品日を、取引先等からの注文のキャンセル等を受けた場合は契約日又は注文を受けた日を記載すること。

注2：取引先等からの注文のキャンセル等を受けた場合に、当該取引先について記載すること。

注3：1箱に入っている個数 (B)、1個あたりの重量 (C) が決まっていない食品の場合は、記載不要である。

注4：契約・注文・納入日を確認できる書面を添付し、欄に「○」を記載すること（例：契約・注文日の記載された発注書、納品書、注文メール・FAX等）

注：行は適宜追加すること。

3 事業内容及び実施方法

※事業の趣旨、目的、内容等について記載すること。

記載例：……

4 (1) フードバンク活用の促進対策の取組計画

- 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校等（※）の一斉臨時休業により発生する、学校給食で活用する予定であった未利用食品であって、
- 既に仕入れていたものが不要となり、又は、既に注文・契約等されていたものが取引先からキャンセルされ、
- 新たな販売先を探し、可能な限り販売に努めたものの、結果として代替販路が確保できなかった未利用食品について、フードバンクへの寄附を行う。

(上記に該当する場合に○を記入し、全てに○が記入された場合に、下記計画表を作成)

整理番号	フードバンク		寄附品の情報					輸配送の情報					事業実施結果報告時に必要となる確認(注4)				
	名称	所在地(〇〇県〇〇市)	寄附品の名称	箱数(A)	1箱に入っている個数(B)(注1)	1個あたりの重量(g)(C)(注1)	1箱あたりの重量(g)(B×C=D)	総重量(kg)(A×D)	寄附品発地(〇〇県〇〇市〇〇倉庫)	寄附品着先地(フードバンク)(〇〇県〇〇市〇〇倉庫)(注2)	寄附予定時期	輸配送方法(注3)	補助単価(自動入力)	事業費(円)	輸配送経路の確認	重量の確認(フードバンクの確認書)	輸配送費用負担の確認
1							0.0	0.0									
2							0.0	0.0									
3							0.0	0.0									
4							0.0	0.0									
5							0.0	0.0									
6							0.0	0.0									
7							0.0	0.0									
8							0.0	0.0									
9							0.0	0.0									
10							0.0	0.0									
							合計(kg)	0.0					合計(円)	0	①		

※国公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校及び夜間課程を置く高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)

注1: 1箱に入っている個数(B)、1個あたりの重量(C)が決まっていない食品の場合は、記載不要である。

注2: 「寄附品着先・地」欄は、輸配送の着先となるフードバンク又は需要者(フードバンクと調整した上で食品関連事業者等から需要地に直接輸配送する場合)の名称並びに着地の住所及び場所名を記載すること。

注3: 「輸配送方法」欄は、ドロップダウンリストの選択肢から選択すること。

注4: 事業実施結果報告時には、輸配送の経路が確認できる書面を、整理番号順に整理添付し、「輸配送経路の確認」欄に「○」を記載すること(例: 輸送契約の写、発送伝票の控等)

注4: 事業実施主体は、フードバンクへの輸配送を行ったときは、別紙様式第2号により、フードバンクより寄附品の重量その他につき証明を発行してもらい、

事業実施結果報告時には整理番号順に整理添付し、「重量の確認」欄に「○」を記載すること。

注4: 事業実施結果報告時には、輸配送費用を負担したことが確認できる書面を、整理番号順に整理添付し、「輸配送費用負担の確認」欄に「○」を記載すること(例: 領収書、発送レシート等)

注: 行は適宜追加すること。

注: フードバンクが、需要地まで運送する場合の輸配送費は補助対象外。

4 (2) 再生利用の促進対策の取組計画

- 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校等（※）の一斉臨時休業により発生する、学校給食で活用する予定であった未利用食品であって、
- 既に仕入れていたものが不要となり、又は、既に注文・契約等されていたものが取引先からキャンセルされ、
- 代替販路の確保や「(1) フードバンク活用の促進対策」による寄附等食品としての活用が困難な未利用食品について、食品リサイクル法上の再生利用を行う。

(上記に該当する場合は○を記入し、下記計画表を作成)

フードバンクへの寄附が難しい理由に○を記入（複数回答可）

- 消費期限・賞味期限が切れたため
- 品質劣化のため
- フードバンクの需要を超えたため（知り得る範囲で）
- 当該食品について寄附を受けたいフードバンクがないため（注1）
- その他（ ）

整理番号	再生利用事業者		食品・商品の情報					輸配送・処理の情報					事業実施結果報告時に必要となる確認（注4）					
	名称	所在地 (〇〇県〇〇市)	名称	箱数 (A)	1箱に入っている個数 (B) (注2)	1個あたりの重量 (g) (C) (注2)	1箱あたりの重量 (kg) (B×C=D)	総重量 (kg) (A×D)	発地 (〇〇県〇〇市)	着地 (〇〇県〇〇市)	処理予定 時期	輸配送費 (円)	処理費 (円)	再生利用手法 (飼料・肥料等) (注3)	輸配送経路 の確認	重量の確認	輸配送費用 負担の確認	処理費用 負担の確認
1							0.0	0.0										
2							0.0	0.0										
3							0.0	0.0										
4							0.0	0.0										
5							0.0	0.0										
6							0.0	0.0										
7							0.0	0.0										
8							0.0	0.0										
9							0.0	0.0										
10							0.0	0.0										
							合計 (kg)	0			合計 (円)	0	0					

本補助事業における事業費合計（免税事業者の場合）(①+②+③)

うち消費税相当額 (④×10/110)

0円…④

0円…⑤

→事業実施主体が免税事業者の場合は、④を、補助金交付申請書の「補助対象事業費」欄に記載すること。

本補助事業における事業費合計
(免税事業者以外の場合) (④-⑤)

0円…⑥

→事業実施主体が免税事業者以外の場合は、⑥を、補助金交付申請書の「補助対象事業費」欄に記載すること。

※国公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校及び夜間課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）

注1：「フードバンクへの寄附が難しい理由」として「当該食品について寄附を受けたいフードバンクがないため」を選択する場合は、令和2年3月4日付農林水産省プレスリリース「新型コロナウイルス感染症対策に伴い食品関連事業者から発生する未利用食品についてのフードバンクへの情報提供」に基づき、未利用食品の情報をフードバンクに発信するなどの取組を既に行ったものであること。

注2：1箱に入っている個数(B)、1個あたりの重量(C)が決まっている食品の場合は、記載不要である。

注3：「再生利用手法（飼料・肥料等）」欄は、ドロップダウンリストの選択肢から選択すること。

注4：事業実施結果報告時には、輸配送の経路が確認できる書面を、整理番号順に整理添付し、「輸配送経路の確認」欄に「○」を記載すること（例：運送契約の写、発送伝票の控等）

注4：事業実施結果報告時には、輸送した重量が確認できる書面を、整理番号順に整理添付し、「重量の確認」欄に「○」を記載すること（例：運送契約の写、発送伝票の控等）

注4：事業実施結果報告時には、輸配送費用を負担したことが確認できる書面を、整理番号順に整理添付し、「輸配送費用負担の確認」欄に「○」を記載すること（例：領収書、発送レシート等）

注4：事業実施結果報告時には、処理費用を負担したことが確認できる書面を、整理番号順に整理添付し、「処理費用負担の確認」欄に「○」を記載すること（例：領収書等）

注：行は適宜追加すること。

注：「本補助事業における事業費合計」欄（④又は⑥）は、事業実施主体が事業計画通りの活動を行った場合の、補助金交付額の目安額である（活動実績、証拠書類の不足、報告手続きの不備等により変動し、最終的給付を保証するものではない）。

別紙様式第2号

番 号
年 月 日

(事業実施主体名) 殿

(フードバンク名)
(フードバンクの所在地)
(フードバンクの代表者氏名) 印

「フードバンク活用の促進対策」の取組にかかる寄附及び輸配送の確認書

貴団体は、農林水産省所管事業「学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうちフードバンク活用の促進対策及び再生利用の促進対策」の取組として、当団体に下記のとおり食品の寄附及びそのための輸配送を頂きましたことを証明します。

記

寄附品名	箱数 (箱)	重量 (k g)
合 計		

※「フードバンク活用の促進対策」に取り組む事業実施主体は、フードバンクに寄附商品を輸配送したときには、寄附内容と重量の証明のため、当該フードバンクに本様式の作成・押印を依頼し、事業完了時に国へ事業実施結果の報告を行う際に、添付資料として提出すること。